

[illegible]

注1 専用設備（稼働伝達専用及び伝達専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約時間等において規定するサービスの区分ごとに別表とする。
 注3 送達方法の種類（同梱及び異梱）ごとに別表とする。
 注4 商品ごとの仕様を記載すること。
 注5 送料の計算に際しては、送料と送料と送料との間については、当該送料を利用する者の住所を有する都道府県で設定された送料と記載すること。
 注6 送料の計算を継続しない商品については、記載を要しない。
 注7 送料の取扱いについては、別表に規定すること。
 注8 郵便物に一定の制限を課する商品の場合は、日本郵便規格都道府県コードの番号の後ろに「よる」と記載すること。
 注9 送料が郵便物の重さに応じ、運賃の額を算定すること。
 注10 用紙の大きさは、日本郵便規格A4用紙とする。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送車用を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）を明示すること。
 4 新築として記載すること。
 5 運送設備が事業の開始後建設されたに接するものについては、当該設備を利用する車両の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結した車両については、記載を要しない。
 6 使用設備については、別に「車両」を記載すること。
 7 設備の所在地は、必ずしも建設する都道府県の所在地、日本企業拠都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県及び対応し、換及及び搬送設備すること。
 9 旧版の大きさとは、日本企業拠別4台1番とする。

[illegible]

- 注1 専用設備（機体通信専用機及び機体通信専用機を除く。）について記載すること。
- 注2 契約の条件において規定するサービスの範囲区分ごとに別表とすること。
- 注3 送迎の形式（乗客及び乗務員）ごとに別表とすること。
- 注4 乗客ごとに別表とすること。
- 注5 乗客の乗車資格事項の範囲区分ごとに別表とする。乗客については、当該利用を利する乗客の乗車資格事項で規定されたものとして記載すること。
- 注6 往來に契約を結ぶのは1回のみについては、記載を要しない。
- 注7 往來利用資格については、別表に附する。
- 注8 「乗客資格」の項目に規定する乗客資格の範囲区分を、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 注9 記載する乗客資格の項目に、乗及及び乗を逐次増減すること。
- 注10 紙版の大きさとは、日本企業規格A4用とすること。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送用車を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）を明示すること。
 4 新製品として記載すること。
 5 電気式貨物搬送車等の電気貨物搬送車に接続するものについては、当該機器を利用する車両の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結しない場合については、記載を要しない。
 6 特殊車路設備については、別添「別添3」を参照すること。
 7 本表の「車路設備」に記載する車路設備の区分は、日本実業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県及び対応し、換及及び搬送貨物種別を明示すること。
 9 紙張の大きさは、日本実業規格A4用紙とする。

[illegible]

注1	専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
注2	契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
注3	電気工事の種類（同業及び非同業）ごとに別業とすること。
注4	品目ごとに別業とすること。
注5	他の電気事業者の電気設備設備と接続されている経路については、当該図表を利用する者の所在する都道府県府県で規定されたものとして記載すること。
注6	新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
注7	接続申請書類については、別添1に掲載すること。
注8	「配電設備」の欄には以下の都道府県府県の順序（日本電業規格都道府県コードの番号の順序）によること。
注9	記載する都道府県府県に並び、漢及び羅を適宜増減すること。
注10	用紙の大きさは、日本電業規格A列4番とすること。

[illegible]

注1	専用設備（特殊伝送専用機や衛星伝送専用機を除く。）については記載すること。
注2	契約の階層において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
注3	伝送方式の種類（回線及び回路）ごとに記載すること。
注4	前記ごとに記載すること。
注5	伝送設備の運用と伝送サービスの提供とを別個にしている場合には、当該設備を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
注6	同一契約で特殊な高い品質については、記載を要しない。
注7	特殊な運用範囲については、別表に開示すること。
注8	「国際回線サービス」の提供事業者は、日本電気規格標準部JISコードの番号の欄に「国際」と記載すること。
注9	国際サービスの場合の注記2、注3及び注4の適用除外。
注10	国境の交差点は、日本電報規格の表に示すこと。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送車用を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。
 4 新築として買入すること。
 5 貨物運送事業の客貨運送事業の貨物運送事業に接続するものについては、当該設備を利用する貨物の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結しない貨品については、記載を要しない。
 6 使用設備の種類については、別表「車両の種類」を参照すること。
 7 貨物の積込及び積出する積込設備の種類は、日本貨物鉄道都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する積込設備の順に対応し、積込及び積出を連続すること。
 9 紙張の大きさは、日本貨物鉄道A4用とする。

品目	1Mbit/s
----	---------

[illegible]

注1 専用設備（稼働使用専用及び備置専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約の数量において規定するサービスの区分ごとに示すこととする。
 注3 電気工事の設備（間接及び併用区間）と別業とすることとする。
 注4 電気工事と関係しない品目については記載しないこととする。
 注5 新たに契約を締結しない品目については、記載を省略すること。
 注6 建築標準仕様については、別記に示すこと。
 注7 建築標準仕様と一致しない品目の標準仕様は、日本建築規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注8 記載する都道府県の順に記し、漢及びローマ数字で示すこと。
 注9 品目の大きさは、日本建築規格A4型とする。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送用車を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。
 4 新築として買入すること。
 5 貨物運送事業の車両の買入れ価格と一括するものとして記載すること。当該車両を利用する車両の所在する運送期間内で定められたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない車両については、記載を要しない。
 7 使用期間の満了については、別表「車両の耐用年数」に記載すること。
 8 日本貨物運送株式会社（以下「本邦貨物運送会社」という。）の保有は、日本貨物運送株式会社コードの番号の順序によること。
 9 記載する運送期間の範囲に一致し、換及及び搬送を要しないこと。
 10 紙張の大きさは、日本貨物運送会社1/4張とする。

都道府県		事業名 NTT西日本株式会社																																																	
都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計			
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮城県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
秋田県					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山形県						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島県							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木県									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県																	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪府																				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
兵庫県																					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
奈良県																						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山県																							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												

注 1 専売投役（株式会社専用及び有限会社専用を除く。）については記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細分区分に相当するものとする。
 3 運送方式の種類（両便及び非両便）ごとに別表のとおり記載すること。
 4 前記3の区分と一致すること。
 5 日本気象協会の標準的な気象観測方法に準拠していることについては、当該観測を利用する都道府県府庁で設置されたものとして記載すること。
 6 新たな契約を締結しない場合については、記載を省略すること。
 7 運用開始用印については、別表に再掲すること。
 8 「郵便物取扱所」に記述する郵便物の取扱いを、日本気象規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の郵便に限り、入札及び郵便を増減すること。
 10 紙張の大きさは、日本気象規格A14番と同等とする。

[illegible]

注1 車庫設備（乗降設備使用用及び積載設備専用車を除く。）については記載すること。
 注2 契約貯留等において規定するサービスの区分ごとに実施すること。
 注3 運送方法の事情（荷役及び手荷物）に応じて別表と異なることとする。
 注4 貨物の積込・積下り、搬入・搬出に別表と異なる場合は、当該船場を利用する者の所在する都府県関係で設定されたものとして記述すること。
 注5 「契約利用」を継続しない品目については、記載を省略すること。
 注6 陸揚設備等については、別に規定すること。
 注7 「契約利用」を継続しない品目の積込・積下の場所は、日本企業規格JIS標準コードの番号の順序によること。
 注8 記載する都道府県の順に記し、漢及びローマ字変換すること。
 注9 用紙の大きさは、日本企業規格A4判4号とする。

品目 6Mbit/s

注1 車庫設備（乗降設備使用用及び積載設備使用用を除く。）については記載すること。
 注2 契約の時期において規定するサービスの区分ごとに実施すること。
 注3 運送方法の事情（荷役及び手荷入れ）により別と異なること。
 注4 運送方法により異なること。
 注5 貨物の積載（積み下ろし）の仕様に別と異なること。当該積載を利用する者の所在する都府県関係で設定されたものとして記載すること。
 注6 新たに契約を締結しない品目については、記載を省略すること。
 注7 積載率の制限については、別記に規定すること。
 注8 契約の期間に一定継続して運送される貨物の場合は、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注9 記載する都道府県の順に並び、漢及びローマ文字で表すこと。
 注10 品名の大きさは、日本企業規格A型4号とする。

[illegible]

注1 車庫役所（乗換自動車専用及び留置自動車専用を除く。）に於いて記載すること。
 注2 契約路線等において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
 注3 近接方式の種別（両向き及び片側用）ごとに別表として記載すること。
 注4 上記2～5に記載すること。
 注5 乗客の乗降の順序と乗降の場所とを別表に記すこと。当該乗降を利用する乗客の所在を乗降場所表で設定されたものとし、記載すること。
 注6 新たに契約を結ぶ個人に備えては、記載を要しない。
 注7 乗換乗降所については、別表に記載すること。
 注8 「近接方式」に分類される乗降所の乗降時は、日本乗換規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注9 近接する都道府県に別向き、及び片向きを規定すること。
 注10 用紙の大きさは、日本乗換規格A4用紙とする。

[illegible][illegible]

伝送方式の種類

品目 100Mbit/s～1.05Gbit/s※50Mbit/s毎に品目設定

事業者名 NTT西日本株式会社

[illegible]

注1	専用設備（特殊伝送専用機や衛星伝送専用機を除く。）については記載すること。
注2	契約の階層において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
注3	伝送方式の種類（回線及び回路）ごとに記載すること。
注4	前記ごとに記載すること。
注5	伝送設備の運用の要する電力消費量と照度については、当該設備を利用する者の所在する都道府県内で設定されたものとして記載すること。
注6	電力消費と照度とは1の値については、記載を要しない。
注7	特殊車両照度については、営業に供すること。
注8	「駅舎内及び駅舎外」の欄は、駅舎内及び駅舎外は、日本電気規格（鉄道部JISコード）の番号の順に示すこと。
注9	駅舎内及び駅舎外は、1の値については、記入を要しない。
注10	駅舎内及び駅舎外は、日本電気規格（鉄道部JISコード）の番号の順に示すこと。

伝送方式の種類	
品目	
通信事業者名 NTT西日本株式会社	
北海道府 都道府県	北海達 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 合計
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	
合計	

注1 専用設備（稼働伝達専用及び搬送伝達専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約時間等において規定するサービスの区分ごとに別表とする。
 注3 送達方法の種類（同梱及び別梱）ごとに別表とする。
 注4 商品ごとの仕様を記載すること。
 注5 送料の計算に際しては、送料の計算と別表との関係については、当該別表を利用する者の旨の存在する運賃表欄で設定された条件と一致して記載すること。
 注6 送料の計算を継続しない商品については、記載を要しない。
 注7 別表別項別表については、別表2に準拠すること。
 注8 郵便物に添付される運賃表の記載事項のうち、日本郵便規格郵便コードの番号の略号によること。
 注9 送料計算の標準例の例示に、運賃の値を算定すること。
 注10 用紙の大きさは、日本郵便規格A4用紙とする。